

補助金等事業概要

| | |
|----------------------|--|
| 補助事業名 | 佐渡市妊産婦医療費助成事業 |
| 補助の区分 | 扶助的補助 |
| 補助の概要 | 低所得者層の妊産婦が負担する医療費の一部を助成することで、経済的負担の軽減、疾病の早期発見、早期治療につなげ、安心して子どもを産み育てる環境づくりをすすめる。 |
| 補助事業者 | ①～③を満たす方（①佐渡市に住所があり妊娠届出をしている妊産婦の方②市町村民税非課税世帯に属する方③各医療保険の被保険者または扶養されている方） |
| 補助対象経費 | 医療費の自己負担額分の一部を助成（保険適用外は対象外） |
| 類似補助の有無 | 無 |
| ※類似補助金の統合メニュー化 | ○同種の補助金の統合検討 |
| 補助金額（定額、上限、下限等） | 医療費の自己負担額分の一部を助成（保険適用外は対象外） |
| ※少額補助金は廃止 | ○少額（5万円以下）補助金の理由 低所得者の妊産婦の支援を図り、子どもを産み育てる環境の充実につなぐため、手厚い支援が必要である。 |
| 補助率等 | 支払った医療費から自己負担限度額を引いた額を助成 【自己負担限度額】●通院1回530円（530円に満たないときはその額） ※同じ医療機関で1か月のうち4回目まで負担。5回目以降は無料●薬局無料●入院1日1,200円●訪問看護1日250円 |
| ※補助率は原則1/2以下（市単独の場合） | ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 低所得者の妊産婦の支援を図り、子どもを産み育てる環境の充実につなぐため、手厚い支援が必要である。 |
| 数値目標等 | 数値化不可 |
| ※数値目標の設定検証 | ○目標に対する費用対効果（計算式） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 低所得者の妊産婦医療費助成実施による安心して子どもを産み育てる環境づくりを目的としており数値化はできない。 |
| 補助制度開始 | 平成31年4月1日 |
| 見直し時期 | 令和3年9月30日 |
| 補助終期 | 令和4年3月31日 |
| ※サンセット方式の徹底 | ○終期の設定が3年を超える場合の理由 |
| 補助事業の募集・開示等 | ○開示内容及びその方法（手段） 妊娠届出の際に案内 |
| 事業担当（担当部署） | 市民生活課 |
| （電話番号） | 0259-63-3115 |